

# 会則

平成 27 年 4 月 1 日 発足版

## 第一条 名称及び所在地

本会は浅香山部屋後援会と称し、東京都墨田区緑4丁目21番地1号浅香山部屋内に事務局を設置します。

## 第二条 目的

本会の目的は、浅香山部屋の後援、力士育成支援をすると共に、会員相互の親睦、所属力士との交流を深めることを目的とします。

## 第三条 資格

- 一、本会則に同意した方
- 二、反社会的勢力及び関係者でない方

## 第四条 組織

- 一、本会は、法人会員、個人会員で組織し、会員の任意により、東京地区、名古屋地区、大阪地区、九州地区の4地区いずれかに所属します。
- 二、一、に挙げる4地区以外に後援会組織を発足する場合は、浅香山部屋が定める諸条件を受け、浅香山親方が公認します。

## 第五条 役員

- 一、本会の組織役員は、浅香山親方が任命、決定いたします。
- 二、各地区に理事、幹事役を配置し、浅香山親方が任命いたします。

## 第六条 会費

- 一、本会の会費は、法人、個人共に一口（1名）、年間一万五千元とし、複数の申し込みを可能とします。
- 二、入会の有効期限は4月1日より3月31日の一年間とします。
- 三、本会の入会は随時受付とします。

## 第七条 事業活動

- 一、本会の事業活動は、浅香山部屋及び各地区の役員で企画運営し、浅香山親方の承認後実施します。
- 二、本会は次の事業を企画運営し、会員はそれに参加する資格を有します。
  - (一) 各種パーティー、イベント企画の開催〈千秋楽打ち上げ・激励会・親睦会・強化合宿等〉
  - (二) 会報の発行（年2～3回）
  - (三) 会員特典の配布作業
  - (四) 記念品の製作、販売
- 三、本会の事業運営費は、年会費、寄付金をもって運営します。

## 第八条 会員特典

- 一、大相撲カレンダー（年1回）、各場所番付（年6回）、の贈呈
- 二、会報、各種パーティー、イベントご案内の送付
- 三、各種パーティー、イベントへの参加（実費参加）
- 四、入会時、浅香山部屋記念品を贈呈

## 第九条 その他（退会、禁止事項）

- 一、会員期間中の本会退会は、退会の届けを事務局へ提出し認めます。
- 二、一、の場合による年会費の返金はいたしません。
- 三、翌年度の更新手続きが無い場合、退会の意思といたします。
- 四、会員が次の事項に該当する場合、当該会員を退会させることが出来ます。
  - (一) 本会則を違反した場合
  - (二) 本会の名誉、信用を著しく傷つけた場合
  - (三) 犯罪行為等により、社会的信用を失った場合
  - (四) 浅香山親方、幹事会が不適と認めた場合
  - (五) 禁止行為をした場合
- 五、会員は次にあげる、後援会内における行為を禁止します。
  - (一) 公序良俗に反する行為
  - (二) 法律等に反する行為
  - (三) 浅香山部屋関係者及び他の会員へのプライバシー等の侵害行為
- 六、本会則の改訂は、浅香山親方の承認を得なければならない。

本会則をよくお読みになり、同意いただいた上で入会ご希望の方は、申込書に記入事項を記入していただき、「浅香山部屋事務局」宛まで、FAX〈03-5669-0339〉もしくは郵送にて申込願います。

入会申込書を受付、年会費のご入金確認をもって、会員有効とさせていただきます。ご理解の程、宜しく願いいたします。

浅香山部屋後援会